

令和4年度第1回東久留米市総合教育会議議事録

令和4年5月9日

東久留米市・東久留米市教育委員会

令和4年度第1回東久留米市総合教育会議

令和4年5月9日午前10時30分開会
市役所7階 704会議室

【議 題】

- 1 「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（令和4年5月）（原案）について

出席者（6人）

市	長	富	田	竜	馬	
教	育	長	片	柳	博	文
委	員	宮	下	英	雄	
（教育長職務代理者）						
委	員	尾	関	謙	一	郎
委	員	細	田	初	雄	
委	員	馬	場	そ	わ	か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

副	市	長	荒	島	久	人						
企	画	経	営	室	長	佐	々	木	弘	治		
子	ども	家	庭	部	長	功	刀	隆				
教	育	部	長	小	堀	高	広					
指	導	室	長	小	瀬	ま	す	み				
企	画	調	整	課	長	佐	藤	貴	泰			
教	育	総	務	課	長	傳	智	則				
学	務	課	長	田	口	純	也					
生	涯	学	習	課	長	島	崎	修				
図	書	館	長	島	崎	律	照					
主	幹	・	統	括	指	導	主	事	今	野	稔	恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥越富貴

傍聴者 7人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時30分)

- 富田市長 おはようございます。これより令和4年度第1回東久留米市総合教育会議を開催します。
-

◎傍聴の許可

- 富田市長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
(「いらっしゃいます」の声あり)

それでは、お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の皆様にお願いがございます。傍聴に当たりましては教育委員会の傍聴人規則に準じていただきますが、動画撮影及び録音についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、座席につきましては密を避けるために間隔を空けていること、空気の入替えのために扉を開けての開催とさせていただきますが、傍聴者の方におかれましてはマスクの着用をお願いします。

◎新教育長の紹介

- 富田市長 4月1日付で新たに片柳教育長が就任され、総合教育会議のメンバーに加わられました。よろしく申し上げます。
○片柳教育長 よろしく申し上げます。
-

議題1 「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」
(原案)(令和4年5月)について

- 富田市長 「日程第1、東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」(原案)(令和4年5月)についてです。

大綱については前年度の第3回総合教育会議において、委員の皆様のご了承を得て改定することに決定しました。前回の会議では、改定の方向性として、「内容は、原則、第5次長期総合計画の基本構想の教育と子育てに関する部分の一部を充てる。第3次教育振興基本計画を意識した項目立てとする」というご意見をいただいています。本日、提示します原案はその方向で整理し、さらに時点整理も加えたものとなっています。なお、大綱の名称については宮下委員と尾関委員から、「変えなくてもよいのではないか」とのご意見をいただいていますので、そのままの名称で本日は仮置きをしていますが、名称についても改めてご意見をいただき、素案としてまとめていきたいと思っております。

それでは、内容及び今後の予定について説明をさせます。企画経営室長。

- 佐々木企画経営室長 はじめに、大綱の原案について説明します。資料は3点あります。資料1は現在の大綱、資料2は現大綱から新大綱の策定に向けての項目整理をしたもの、資料3は新大綱の原案になります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育大綱を定めることとされ、

本市では平成27年5月に策定しましたが、策定から7年が経過し、国の施行通知や社会情勢の変化、時代の要請に応じていくために大綱を改定するものとなりました。

資料2をご覧ください。改定に当たり東久留米市第5次長期総合計画を令和3年2月に策定したことを受け、これを反映したものとしています。具体的に申し上げますと、大綱の基本方針1の「子どもの未来を育む学校教育」は第5次長期総合計画、基本構想、基本計画の基本目標「子どもが豊かに成長できるまち」、基本施策2「子どもの未来を育む学校づくり」から、基本方針2「市民の学びを地域に生かす生涯学習」は同基本目標「共に創るにぎわいあふれるまち」、基本政策4「生涯学習社会の推進」から、基本方針3「家庭・地域での子ども子育て支援」は同基本目標「子どもが豊かに成長できるまち」、基本施策1「子どもを安心して生み、育てられる環境づくり」のうち、基本事業4の「家庭・地域における子育て支援」から、整理、精査し、取りまとめをしています。基本方針3の取りまとめに当たりましては、子ども家庭部、福祉保健部とも検討等を重ね、まとめています。

なお、資料3の新大綱の原案ですが、表紙、市長による前文、続いて基本方針1から3までの構成とし、前回までは柱として基本目標としていますが、現行の大綱に合わせ「基本方針」としてしています。恐縮ですが、時間の関係もあり、朗読は割愛します。

続いて、今後の予定です。本日の令和4年度第1回総合教育会議でのご議論、ご承認の上とはなりますが、原案に対し5月15日号の「広報ひがしくるめ」等で周知し、パブリックコメントを5月16日から実施していきたいと思っています。その後、パブリックコメントのご意見等を受け、案として取りまとめ、現時点では7月の開催が予定されていますが、第2回総合教育会議でご審議、ご承認を賜れば、大綱として決定して公表し、9月の第3回市議会定例会で行政報告していくことを考えています。説明は以上です。

○富田市長 ご意見等ありますか。尾関委員。

○尾関教育委員 資料2を見ると、前は3本の柱はいずれも「基本目標」となっていました。今回の資料では「基本方針」となっており、いずれも「目標」から「方針」に変わっています。理由は何ですか。

○富田市長 柱の名称を「目標」から「方針」に変更したことについて、私から説明します。

現在もビジネス用語として使われている、「戦略」と「戦術」に例えると分かりやすいかと思います。「方針」を「戦略」、「目標」を「戦術」とします。

「戦略」には「総合的・長期的な視点から進むべき方向性やシナリオを策定する」という意味がありまして、「戦術」は「手段やオペレーション」を指し、「戦略を実現するための手段」ということです。

「大綱」は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の骨組みに位置づけられるというところから、「戦略」に当たる「方針」が適切であると判断しました。

なお、関連しますので、個別項目の考え方についても、続けて説明させていただきます。基本方針1及び2には個別項目を設けました。個別項目の名称には、これ

までどおり、「健やかな体と心の育成」「確かな学力の育成」「信頼される学校づくり」という文言を用いることを考えていましたが、これらの文言は全国の教育委員会で使われている言葉ですので、東久留米市らしさを出すために、この文言の頭に「方向性」を加えることとしました。

そういうことから、基本方針1-1では「人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成」、1-2では「人生を切り拓き、社会を創る確かな学力」という形でお示ししました。

○尾関教育委員 分かりました。

○富田市長 他にご意見はありますか。宮下委員。

○宮下教育委員 前回開催しました時は富田新市長の下に招集され、市長から大綱の改定のご提案があり、総合教育会議が開催されました。

そして、新年度最初の会議となりました本日には、先ほど市長からご紹介がありました。新たなメンバーとなられました片柳新教育長がいらっしゃいます。新市長、新教育長、そして新大綱ということです。「新しいものを創り上げていこう」という機運が盛り上がってきているのを感じています。「戦略」と「戦術」のお話がありましたが、それを意識しながらスタートラインにみんながつくことができると思います。

私からもお伺いしたいことがあります。「人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成」のところですが、様々なことで悩み苦しんでいる児童・生徒が相談したり、話ができる場としての「相談事業」については、これまでも市長が力を入れてこられたと思います。しかし、今回の改定案には、直接的にはこのことが示されていません。基本方針1のところ、「いじめの根本的な解決には子どもに強い気持ちが備わっている必要がある」という願いから、1-1の2段目のところで「いじめの撲滅には主体的にかかわり、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成します」という記述にしたのでしょうか。

これまで、本市の教育委員会では、「困っている、苦しんでいる児童・生徒を助ける・守る」ということに主眼が置かれており、「主体的・能動的」という表現はあまり出てこなかったかと思います。この文言の意味するところについてお伺いしたいと思います。

○富田市長 ありがとうございます。

今年の第1回定例会において市長就任の所信表明でもお伝えしていますが、私が力を入れたいことの一つに、悩んでいた、苦しんでいる児童・生徒が「自分の意思で」「気兼ねなく」相談を受けられるようにすることがあります。全国の自治体が、子どものいじめに対する対策、特に、相談体制の充実に力を入れていると思います。しかし、それでも、児童・生徒の自殺という悲劇は今も起こってしまっている。もはや、相談する気力すらなくなってしまうような状況にある子どもが少なくないのではないかと、思われます。そう思いますと、相談事業が行われていても、例えば週何回行われていますよというPRだけでは十分ではないだろうと思います。

については、子どもにとっては1ステップ、2ステップ、3ステップぐらい登ることになるのかもしれませんが、一気に登ることになるのかもしれませんが、「強い

精神力を身に付けていじめに向き合ってほしい」という願いから、私自身もいろいろ考えて、今回このようにまとめさせていただきました。

また、「いじめの未然防止・早期発見」には「スクールカウンセラーによる全員面接」や「いじめを見て見ぬふりをしないようにするための取り組み」などが含まれているということも伺いまして、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーのことを加えますと、内容が重複してしまうということから、ここには具体的なことはお示ししていません。

加えて、いじめだけでなく、子どもたちが様々な理由で悩みや苦しみを抱えている現状があるとすれば、既に子どもたちや保護者に寄り添って支えてくださっているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センター相談員の体制のさらなる充実にも取り組む必要があると思いますし、進路や学業での悩みに対して、必要があればキャリアカウンセラーの配置なども念頭に置く必要があるのではないかと考えています。

いずれにしても、基本方針1あるいは3において、教育委員会をはじめ庁内関係機関と連携して、悩みや苦しみを抱えている子どもや保護者の方々に寄り添っていくということをお示した次第であります。

○宮下教育委員 市長のお考えはよく理解しました。ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、これまでの教育委員会の中では、「いじめの撲滅については主体的にかかわり、考え、能動的に行動する児童・生徒を育成します」という方針は全面的には出ていませんでした。しかし、今、求められているのは「自主的で能動的な深い学び」です。

いじめに対する姿勢との関連も深くあると思いますので、ぜひ、教育の立場から、教育長のお考えを伺っておいた方がいいかと思います。市長、いかがでしょうか。

○富田市長 そうですね。教育長、お願いします。

○片柳教育長 それでは私の考えの一端を述べさせていただきます。

児童・生徒の一人ひとりがよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度や自らの感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度などが重要だと思います。このことは、いじめの問題についても同様だと考えています。当事者意識といいますか、児童・生徒一人ひとりが主体的、能動的に自らに関わりのある重大な問題として捉え、積極的に解決に取り組んでいくことが求められるのではないのでしょうか。

「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」では、「いじめ問題の解決に向けた行動」のところで、「児童・生徒は集団の一員として問題解決に向けて『主体的に取り組む姿勢』をもち、閉鎖的、排他的にならず、対等な人間関係を構築することを目指す」としています。

いじめで悩み、困っている子どもたちを助けていく、守っていくという市教育委員会の方針に変わりはありませんが、市の施策全般の骨組みとなる「大綱」においては、「主体的、能動的にいじめに立ち向かう」という考え方が重要な指針になると考えて、市長に提案したところです。

○宮下教育委員 今の教育長のお話は大変重要なことだと思います。

今、子どもたちに強く求められているのは「問題解決の育成」、いわゆる「問題解決力」です。いじめの解決にも、子どもが参加したり、または参画する必要性があるのです。まさに、今回、新しく出てきた「主体的、能動的に行動する子どもたちの育成」が求められていると思いますので、「主体的、能動的」という言葉が入ったことで、より本市の方向性が明確になったことを強く感じました。

○富田市長 ありがとうございます。他にご質問やご意見等がありますか。細田委員。

○細田教育委員 「大綱」を改定するということが富田市長の姿勢は明確ですが、内容についても市長らしいお考えが出ていたと思います。

例えば生涯学習のところですが、これまではずっと「生涯学習社会の構築」という、どちらかというと固いイメージでした。しかし、「市民の学びを地域に生かす」という項目ですと、「生涯学習が今後の地域社会を支える精神基盤になっていくのだ」ということが伝わりますので、柔らかさが出て、いいと思いました。

○富田市長 ありがとうございます。尾関委員。

○尾関教育委員 今の細田委員の発言に関連して、「富田市長らしい」ということになるのだと思いますが、「人権尊重の精神の涵（かん）養と健やかな心と体の育成」のところでは伺います。

「涵（かん）養」はどこでも出てくる文言ではないと思いますが、なぜ「育成」とかではなく、「涵（かん）養」をお使いになったのか伺います。

○富田市長 「“私らしい”ところがある」というお言葉をいただいて恐縮です。

私自身が教育の専門家ではありませんが、内容はもちろん、文言についても、できるだけ丁寧に、配慮していこうと思っていました。

文言について調べたところ、平成28年の中央教育審議会において新学習指導要領にある「習得」「育成」「涵養」の文言の使い方について触れていました。「習得するのは基本的な知識や技能」「育成するのは思考力・判断力・表現力」「涵養するのは学びに向かう力や人間性」とあり、「育成」という言葉には「問題を解決するためにこうなってほしい」という教える側の意図があり、「涵養」という言葉には「じわじわと浸透していく」「自然に身につけていく」という意味があるそうです。本来、人権のような理念は意図的に教え込まれて覚えるというよりも、涵養が意味するような「少しずつ積み重なっていく」「じわじわと浸透していく」という概念の方がふさわしいのではないかと思います。「涵養」という言葉を使わせていただいた次第です。

○尾関教育委員 分かりました。ご説明を聞いて、いい言葉だと思いました。

○富田市長 ありがとうございます。馬場委員。

○馬場教育委員 基本方針3のところでは伺います。学校教育と家庭・地域での教育に関わりますが、就学前のお子さんに関しての「小1プロブレム」とよく言われるものと「特別に支援が必要なお子さん」に関する事で気がかりなことがあります。

「小1プロブレム」についてはこれまでも話題になっていますし、マスコミなどでも取り上げられていますが、幼稚園、保育園、小学校の交流事業は既に行われていますが、取り組みは各学校や園に委ねられています。

しかし、先日、文部科学省が「小1プロブレム」の改善に向けて、幼稚園や保育

園などと小学校の連携強化をさらに進めていくという方針を打ち出した、という報道がありました。各自治体で協議会を設け、5歳児から小学1年生までを一体化した教育カリキュラムを開発するということだそうです。

私の感想になりますが、小学校に入学したばかりの時は「学力」だけでなく、日常の「生活力」というか、着替えや食事の取り方などの細かいところも含めて、そういう生きる力は個人差が大きいと思っています。ですが、それは小学校3年生ぐらいには差が埋まってきていて、あまり感じなくなると言われています。しかし、小学校3年生までに取りこぼしがあると苦手意識も出てきてしまうので、円滑な接続には本当に幼保小の配慮が必要だと思っています。

また、このカリキュラムの開発が始まると、小学校の先生方にはさらに負担がかかることになってしまうのではと、懸念されます。「小1プロブレム」に取り上げられていることは、その子や保護者にとっても、その後の学校生活に苦手意識や、「他の子に比べてちょっと遅れているのではないか」という不安を必要以上に持つてしまうともあり、学校生活に与える影響がしても大きく、重要な課題であると思っていますので、きっちり対応をしていただきたいと思っています。

「特別に支援が必要なお子さん」についてですが、家庭や地域で伸び伸びと健やかに成長していける環境について、東久留米市には「わかくき学園」があります。市ではどのように考えているのかを伺います。

○富田市長 ありがとうございます。この件については子ども家庭部長から願います。

○功刀子ども家庭部長 市長は本年3月の所信表明において、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の重要な基礎にあたる」という趣旨を述べられています。「大綱」に子育てに関係する部分が入ることは、教育とは「子育て」と一体であり、切れ目がないということが明確に示されると思います。

また、委員ご指摘の「特別に支援が必要なお子さん」への対応ですが、子ども家庭部においても「就学前の支援」は必要であるとの観点から、家庭だけでなく、地域、社会全体でも子育てを支えていくことが重要であると考えていますので、市としましても、できるだけ包括的支援に努力してまいりたいと考えています。

○富田市長 他にありますか。宮下委員。

○宮下教育委員 先ほどの馬場委員や子ども家庭部長のご発言をお聞きしながら、私も「小1プロブレム」「特別に支援が必要なお子さん」への対応は、大きな問題だと考えていました。そのことについて、少しお話しさせていただきたいと思います。

対策としては以前から言われていることですが、やはり「幼保小の連携」にあると思いますので、教育的視点から少し考えてみたいと思います。

私は以前から、「幼保小の連携」が成り立つためには、それぞれの発達段階で必要な「自立」ができていることがとても重要だと考えています。この場合の「自立」とは、その発達段階で「できるべきことが一人でできる」ということです。就学してから学校や教師が取り組まなければならないことはありますが、就学前にも、発達段階に応じた「自立を意識した教育」を行うことができれば、かなり違うのではないかと思います。

「小学校1年生になった時に、保育園や幼稚園でどこまで自立できていたらよいのか」ということになります。先ずは小学校が、「小学校6年間で、中学校へつなぐ自立の資質をどの程度身につけられるか」を決め、その内容について、幼稚園では幼稚園教育要領があり、保育園では保育指針に拠って教えていけばいいと思います。

さて、「自立」の具体的な内容はよく言われていることですが、「三つの自立」があります。「学習上の自立」「生活上の自立」「精神的な自立」です。この自立の基礎を培うことを教科として誕生したのが「生活科」です。「生活科」の究極の一番の大きな狙いは、その自立の基礎を培うということです。

「学習上の自立」は簡単にいえば「小1プロブレム」とイコールであると考えてみますと、先生や友だちの話を聞くという基本的な習慣ができていないと授業がスムーズに成立できませんので、その自立を促していくことが必要になります。「生活上の自立」は、子どもであっても秩序と礼儀が必要であり、集団生活を送る自立の資質として、「ごめんね」や「ありがとう」が言えるなどの基礎的な習慣を身に付けることが必要になります。「精神的な自立」とは「自分のことは自分でやる」ということだと妥当に解釈できると思います。これら三つの自立の基礎を幼保小、中学校、それ以降も含めながら、きちんと培っていく必要があります。

この自立の基礎がなぜ必要かについてです。子どもたちの自立の基礎を考える時には、二つの側面から考えることが必要です。一つは人間の脳の発達との関係です。もう一つは認知の発達との関係です。脳の発達と認知の発達を考えてみますと、脳の研究者はたくさんいます。認知の研究では有名な方にピアジェがいますが、あの方たちの研究の成果をグラフに表して重ねてみると、脳の発達と認知の発達は全く重なっていくのです。ということは、やはり私たちは脳の発達に合わせて認知の発達も進めていかなければならないということになります。

人間には「人間形成」という言葉があります。この「形成」という文言がつくのは他の動物にはありません。人間だけです。人間は形成されなければならないからです。人間は生まれた時は早産で生まれてきますから、未熟なんですね。親の看護がなければ赤ちゃんは成長していきません。ところが他の動物は生まれた時からすぐに親と同じように歩き出す、駆けていきます。ところが人間の場合は親の看護で、それによってどんどん成長してくわけです。

人間の脳と認知の中には大きな山があります。3歳までの山、4歳・5歳の山、6歳・7歳の山、10歳・11歳の山があります。大きく三つないし四つの大きな山があります。0歳から3歳ぐらいまではものすごい脳の発達があり、発達のカーブは急激なカーブなわけです。4歳・5歳になると少し緩くなり、また上がっていきます。そして、10歳・11歳になるとまた少し山があって上がっていきます。そこから先はだんだんとカーブが緩やかになってきます。私ぐらいの年齢ですともう脳の発達は一切ありません。多分皆さん方にはあるだろうと思いますが…。

古来から「三つ子の魂百まで」と言われています。3歳まではものすごく大切な時です。4歳・5歳、7歳・8歳、10歳・11歳…、そこからカーブが緩くなっていきます。日本では教育を考える時、「“つ”のつく時を大切にしましょう」と

いう言われがあります。オギャーと生まれてから一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、七つ、八つ、九つですね。ところが十つとは言いません。九つまでですね。ということは人間の成長・発達の中で大切なのは高学年の少し前までで、「つ」のつく時までは子育てに対しては慎重に考えていかなければいけないのではないかなと思います。

こういうことも理解した上で子どもたちのこれからの成長や発達を見ていく必要があるといつも考えています。幼児教育はとても大切であることがお分かりいただければありがたいですし、今後も教育委員会は子ども家庭部と協力し、常に連携していくことが必要だと感じています。長くなりましたが、私見を述べさせていただきました。

○富田市長 ありがとうございます。馬場委員。

○馬場教育委員 宮下委員のお話を伺っていて、一昨年の総合教育会議で取り上げた8050問題を思い出しました。

今の子どもたちが大人になるころには8050問題や9060問題というのはなくなっているかもしれないですが、今は、成人の自立が大きな問題になっています。ただしそれは「青年の自立」に限ったことではなく、宮下委員が発言されたように、「自立というのはその年で、その学齢で、自分一人でできることが自立である」と。そう思うとどの年齢に対しても当てはまることで、大人になったから自立するというのではなくて幼児期だったら幼児期の自立、小学生だったら小学生の自立というのがあるのだと改めて思いました。

そう思うと、幼少期の就学時前の教育と小学校の教育の連携の内容に関連しますが、自立というのは何でも自分ですするというのではなくて、その子の発達に合った、できることを自分でしていくというのをちゃんと支えて教えていってあげなければいけないのだということをととても強く感じました。

もちろん、自立の意識は日常生活の中で、家庭教育において課題として取り組んでいかなければいけないと思っています。

総合教育会議の話題では、どちらかと言うと学校教育の面が中心になりますが、こういう子育ての問題についても今後は注目して議論していくのも必要だと思いました。

○富田市長 ありがとうございます。細田委員。

○細田教育委員 「大綱」の名称についてです。前回、宮下委員や尾関委員のご意見を伺い、私と馬場委員も改めて考えてみました。現在の大綱を策定する際には、国の大綱を十分に参酌し、吟味して内容を考え、名称についても国と同一にすると決められたことの意義を考えますと、現在のままでいくのがいいのではないかとということになりました。

名称を変更しなくていいのではないかと考える理由はもう一つあります。教育振興基本計画が策定されるまで、教育委員会では「四つの人間像」を掲げた教育目標が基本的な理念でした。大綱の名称を例えば「教育大綱」とした場合、「教育目標」との区別がかえって難しくなりはしないかと思っています。ですので、現在のままでいくのがいいのではないかとということで、私と馬場委員も一致しています。

○富田市長 ありがとうございます。尾関委員。

○尾関教育委員 これまでの議論を聞いていての感想です。

「大綱」や計画、方針などは策定することが目標であり大事なことだと思いますが、改定作業を行うことで経過も知ることができます。名称についても各委員の教育以外の分野に関する見解も聞くことができましたし、文字どおり自分たちも、こういう言葉が当たっているかどうか分かりませんが、互いの質問を聴きながら、また、議論しながら「啓発」されたという気がしています。

こういう策定経過を何かの機会に市民に知っていただくことがあれば、関心を持っていただけるのではないかと考えています。

今後も、質の高い内容の協議ができる議題を用意していただいて、「啓発」を続けていくことも大切だと、本日のこれまでのやり取りを聞いていて感じました。

○富田市長 ありがとうございます。

私自身も今回の改定に向けた総合教育会議を通じて、委員の皆様から様々なご指摘やご意見をいただくことで、東久留米市の教育や子育ての問題、福祉の問題などにもつながっていくことを深く考える機会となりました。私自身も大変勉強させていただいたと思っています。

「名称」についてですが、前回、「学術」についての文言を「本市で妥当かどうか」を考えた時、宮下先生からも詳しくご説明していただき、今、細田委員からも、教育目標を例に出して、名称はこのままでよいというご意見をいただくなどし、これについても学ばせていただいたと思っています。

それでは、最後に、片柳教育長から、大綱の改定全般についてご意見があればお願いしたいと思います。

教育長はこの3月まで、目黒区立の中学校の校長先生でいらっしゃいましたし、平成22年度から3年間本市の指導室長でもいらっしゃいました。

○片柳教育長 それでは、まずは目黒区のことからお話ししたいと思います。目黒区におきましても令和4年度から8年度までを期間とする大綱の改定が行われています。その方法は本市と同様に、大綱は目黒区基本計画及び各種の計画等のうち、いわゆる教育の分野に関する施策などを包含したものとなっています。令和3年3月に策定されました目黒区の基本構想の基本目標の1には「学び合い成長し合えるまち」が掲げられています。この構想の実現を目指すとともに、教育委員会との連携のもと、時代に即した教育、学術及び文化の振興を総合的に図るとというのが、この改定の趣旨と捉えています。

本市におきましても、この大綱は市の最上位計画である長期総合計画を充てるということですから、いわゆるオーソドックスな、正当なやり方であると思いますし、着実かつ堅実な方法であると感じています。本市の大綱の原案については教育委員会の皆様と協議してまいりましたが、名称は変えず、内容もこれで進めていただきたいと思います。

それから、さらにこの後、大綱の改定を受けまして、次期に策定する本市の「教育振興基本計画」では、「東久留米市の教育がさらに充実するよう具体的な目標や事業を策定してほしい」という市長からの期待に応えるとともに、それに向けて気

持ちを引き締めて、教育委員の皆様と新たな計画の策定に当たってまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

それから、ご紹介の中でありましたが、22年度から3年間、本市の指導室長をさせていただきます。足かけ10年も前のことになります。当時のことを思い出してみますと、今でも小学校で活用していただいています、大学生による「学校インターンシップ制度」をつくったことや、学校の先生方と「人権行動指針」を新たに策定したことなどを思い出します。特に人権行動指針については、先日、本市の先生方の初任者研修の第1回目でも取り上げられていまして、この大綱の原案の方針にもあるように、「人権尊重教育の推進」が、本市の教育行政の重要な柱となっていることが確認できました。

このたび、ご縁がありまして東久留米市教育委員会の教育長に任命していただきました。市の教育行政の重要な理念となる大綱の改定にも立ち会うことができましたことを大変ありがたく思っています。これを踏まえて今後は教育行政の立場から、市の教育の充実に邁進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○富田市長 ありがとうございます。

片柳教育長は正に現場での教育の実績もおありになり、教育行政にも通じていらっしゃる方です。さらに、東久留米市の教育についても携わられたということですので、これまでの経験をいかに発揮していただき、情熱溢れる方ですので、心から期待をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そろそろまとめに入りたいと思います。

原案の内容については、原則、資料3のとおりとし、名称については現行どおり、「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とする。ただし、現行との違いを明確にするため、何年何月改定ということで日付を入れるということで、これまで委員の皆様からご意見をいただきましたが、そのようにさせていただきますしたいと思いますと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

(「賛成の声あり」)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますと思います。

本日の議題は以上となりますが、次回の総合教育会議についてのお知らせをさせていただきます。第2回については、現在のところ7月1日(金)を予定し、2部構成を考えています。

第1部として、弁護士として日本とアメリカのニューヨーク州で働かれた後、2期・8年間にわたり、滋賀県大津市で市長を務められた越直美さんをお招きし、お話を伺いたいと思っています。現在は弁護士を続けながら、会社の代表取締役も務められていらっしゃいます。1期目の市長時代には世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関である「世界経済フォーラム」のダボス会議において、世界のヤングリーダーにも選ばれた方です。これには、旧Facebookの創業者、今はMetaですが、会長兼CEOのマーク・ザッカーバーグ氏なども選ばれたそうです。

講演会のテーマですが、事務局と調整させていただく中で、「子どものSOSはなぜ届かないのか…いじめへの対応と課題」を予定しています。

越さんのお話の後に、短時間ではありますが、私や教育委員の皆様との意見交換もできればと予定しています。

については、今年度は、教育委員の皆様が日頃から教育課題について調査、研究していることをご報告いただいている「教育委員報告」に代わり、越先生のご講演と意見交換とさせていただきたいと思います。昨年度、都内公立中学校の夜間学級を視察された報告に続き、来年度に、新たなテーマでの「教育委員報告」をお願いしたいと思っています。

そして、第2部においては、ただ今ご議論をいただきました「大綱の策定」を議題とさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

◎閉会の宣告

○富田市長 以上で、令和4年度第1回東久留米市総合教育会議を閉会します。

熱心なご審議をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時23分)

東久留米市総合教育会議第8の規定により、ここに署名する。

令和4年5月30日

市長 富田 竜馬 (自 書)

教育長 片柳 博文 (自 書)